

別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成23年 第13号
受付日	平成23年11月25日
送付日	平成23年11月25日
答弁受理日	平成23年12月21日

## 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政典
所管部局	環境部、政策推進部

別紙のとおり

# 「北部墓地公園用地」について

担当：環境部、政策推進部

質問者：豊田政典

## 1.【土地の概要】

「北部墓地公園用地」のうち、「(株)東芝に対し、行政財産の目的外使用許可を与えた土地」についての概要は次の通り。

取得 四日市市は、平成 14 年度に四日市市土地開発公社から買い戻した。

取得価格 7 億 4982 万 6702 円

取得目的 「都市計画公園として」

現状 駐車場（(株)東芝に貸与）

○総務省「土地開発公社経営健全化対策措置要領」

市が健全化計画に基づき買い戻す未供用土地については、「取得後 10 年以内に事業の用に供する」ことが起債の条件とされている。

○総務省担当室の見解（豊田が問い合わせ、回答を得た内容）

1) Q 「事業の用に供する」とは、何を以って言うのか？

A 目的事業としての供用開始、を言う。

2) Q 「要領」の「10 年以内」の趣旨は何か？

A 無目的な再取得を制限し、かつ、速やかな目的事業供用を促すためのものである。

3) Q 「10 年以内供用」が出来なかった場合の罰則・責任は？

A 法令上の罰則は無い。

しかし、議会・市民に対する責任があるのではないかと危惧する。

## 2.【質問】

Q1 当該土地について、「都市計画公園」としての事業計画・見通し、はあるのか。

平成 23 年 9 月開催の市議会決算常任委員会における、当該土地の今後についての理事者答弁趣旨は次の通りであった。

将来的に公園・広場として使う予定。

しかし、(株)東芝に対して、平成 18 年度から継続して現在まで、1 年更新で、行政財産の目的外使用許可を与えている。

Q2 四日市市は市議会に対して、当該土地の取得議案提案に際して、取得後 10 年以内に「都市計画公園」の用に供する、という説明を行ない、市議会はこれを可決した。このことに対する四日市市の責任についての見解を問う。

Q3 四日市市が四日市市土地開発公社から再取得し、取得後8年以上が経過していながら未供用の土地について、それぞれの土地の、名称・現状・事業計画・供用の見通し、を示されたい。